



徳山ダム建設事業審議委員会

建設省では、大規模な公共事業に関し、その事業の目的、内容等の事業評価を一層透明性、客観性を確保して行う方策について検討を進め、その一環として、ダム等事業に係る事業評価方策を試行することとし、個々の事業毎に、その事業の目的、内容等を審議するダム等事業審議委員会を設置し、地域の意見を的確に聴くこととなりました。徳山ダムは当面の試行対象事業の一つとして、平成7年12月13日に徳山ダム建設事業審議委員会が設置されました。

この徳山ダム建設事業審議委員会では、平成7年12月20日に第1回の審議委員会を開催して以来、1年2ヶ月にわたり13回に及ぶ審議委員会、現地視察、2会場での公聴会の開催、技術部会及び環境部会を設置して専門家の見地からの助言を受けるなど、大変精力的かつ緻密な審議がなされ、平成9年2月7日には、建設省中部地方建設局長並びに水資源開発公団中部支社長に対する意見がまとめられました。

徳山ダム建設事業審議委員会の委員

- | | |
|---------------------------|----------|
| 中部経済連合会常務理事 | 阿部 昌弘 |
| 岐阜経済大学教授 | 大迫 輝通 |
| 名古屋大学教授(経済学部長) | 奥野 信宏 |
| 大垣商工会議所会頭 | 河合 達雄 |
| 三重大学教授 | 佐伯 富樹 |
| 岐阜新聞社社長 | 杉山 幹夫 |
| 岐阜大学名誉教授(委員長) | 館 正知 |
| 作家 | 三宅 雅子 |
| 岐阜県知事 | 梶原 拓 |
| 愛知県知事 | 鈴木 礼治 |
| 三重県知事 | 北川 正恭 |
| 大垣市長 | 小倉 満 |
| 藤橋村長 | 島中 敏朗 |
| 名古屋市長 | 西尾 武喜 |
| 春日井市長(尾張水道連絡協議会会長) | 鶴飼 一郎 |
| 桑名市長 | 水谷 元 |
| [桑名市長職務代理者助役 | 服部 治行] |
| 岐阜県議会議長 | 松野 幸昭 |
| | [坂 志郎] |
| 岐阜県議会議員(環境・水資源対策特別委員会委員長) | 松永 清蔵 |
| 愛知県議会議長 | 河村 滉 |
| | [山本 和明] |
| 三重県議会議長 | 石井 三好 |
| | [岩名 秀樹] |
| 大垣市議会議長 | 渡辺 雄次 |
| | [高畑 正] |
| 藤橋村議会議長 | 中島 三郎 |
| | []内は前委員 |

徳山ダム建設事業について(意見)

平成9年2月7日
徳山ダム建設事業審議委員会

審議の経過

徳山ダム建設事業審議委員会は、建設省中部地方建設局長並びに水資源開発公団中部支社長の委嘱により、「徳山ダム建設事業の目的、内容等について十分な審議を行った後、審議委員会として、建設省中部地方建設局長並びに水資源開発公団中部支社長に対して意見を述べる」ことを目的として、平成7年12月13日設置され、関係県知事及び関係県知事から推薦された委員22名で構成された。

本審議委員会は、平成7年12月20日に第1回を開催し、約1年の間に、13回にわたり審議委員会での審議を行った(別表)。この間、徳山ダム建設事業の目的、内容等について、建設省中部地方建設局長並びに水資源開発公団中部支社長から説明を受けるとともに、必要な資料の提示や説明を求め討議を重ねたほか、現地視察、2会場での公聴会の開催、専門部会(技術部会及び環境部会)の設置等により、多角的、精力的に審議した。また、市民団体等から審議委員会あてに出された要望書等は、審議委員会で配布し、審議の参考にした。

なお、審議は、岐阜県、愛知県及び三重県の各県政記者クラブ加盟の報道機関に公開で行うとともに、一般傍聴の希望があった場合には、その都度取扱いを審議し、一般傍聴を認めた。また、審議委員会資料や審議委員会での議事内容の概要を一般に公表した。

専門部会に関しては、徳山ダムの治水、利水及びダム構造等に関する技術的事項、環境調査と環境保全対策に関する技術的事項についてそれぞれ専門家の見地から助言を得るため、各分野に精通し地域に関わりの深い学識経験者からなる技術部会及び環境部会を設置した。技術部会では、平成8年6月11日に第1回を開催し計4回、環境部会では、平成8年6月14日に第1回を開催し計6回、それぞれ詳細にわたる審議が行われ、本審議委員会に対して助言をいただいた。

公聴会に関しては、徳山ダム建設事業に対する地域の方々の意見を広く伺うことを目的に、岐阜県、愛知県及び三重県に住所を有する方を対象に公述希望者を募集し、申し出のあった27人全員を公述人として、平成8年6月に大垣会場と名古屋会場の2会場で公聴会を開催した。さらにその後、公述意見に関して、必要な項目について事務局に説明を求め、それを受けて審議を行った。

以上を経て、審議委員会としての意見を取りまとめるに至ったものである。

意見（総括）

徳山ダムにおける治水並びに利水の緊急性・重要性、環境との調和、水源地域の方々の協力、これまでの経緯等を総合的な観点から判断して、徳山ダムは、現計画のダムの規模（総貯水容量約6億6千万 m^3 ）を変えずに、新規利水容量の一部を減量し、渇水対策容量として確保するよう計画を変更して事業を進め、早期に完成させるべきである。事業を進めるにあたって、環境の保全には最大限配慮し必要な環境保全対策等を講じるとともに、地域全体の発展に資するよう、関係者が密接な連携を図ることを切望する。

意見（各論）

1. 治水（洪水調節）について

揖斐川においては、過去幾多の水害に見舞われ、近年においても洪水との闘いが繰り返されている。揖斐川沿川約47万人の生命と財産を守るため、現在の低い治水安全度を早期に高めていくことが必要である。

洪水調節は徳山ダムの重要な目的の一つである。揖斐川の治水計画では、ダムによる洪水調節に期待する割合が高い。徳山ダムの洪水調節により、揖斐川本川の上流から下流まで大きく水位を低下させることができ、支川にも大きな効果があり、広く揖斐川沿川地域の治水安全度を向上させることができるものと考えられる。

徳山ダムによる治水対策は、揖斐川の治水安全度の向上に必要であるとともに、揖斐川流域の沿川住民多くの長年の悲願であり、徳山ダムを早期に完成させてその効果を発揮させることが必要である。

なお、揖斐川の治水計画は、100年に一度の確率で発生する可能性がある洪水を対象としているが、全国の主要河川に比べて治水計画の目標水準が低く、揖斐川流域の人口・財産や発展の可能性を考えると、将来的にはより安全性の高い水準にしていく必要がある。

2. 利水（新規利水、不特定補給、渇水対策、発電）について

岐阜県、愛知県及び名古屋市の都市用水として、新たに15 m^3/s を取水できるようにすることは、徳山ダムの目的の一つとなっている。恒久的な水資源の確保は将来の地域の発展にとって不可欠であり、水資源開発は長期的展望に立って進めることが重要である。審議の過程において、岐阜県及び愛知県の都市用水は計画どおり確保、名古屋市は工業用水は計画どおりで水道用水は5 m^3/s のうち2 m^3/s を確保するという各自治体の意向が示された。これらの意向を尊重し、徳山ダムにおいて12 m^3/s の都市用水を確保することが適当であると考えられる。

徳山ダムの目的の一つである流水の正常な機能の維持（不特定補給）に関しては、揖斐川の既得用水が安定して取水できるように、また河川環境の維持のために常に水が流れるように、徳山ダムで計画どおり不特

定容量を確保すべきである。

一方、木曽川水系では、近年、少雨傾向にあり、降雨量の年変動が大きくなっていることなどから、毎年のように取水制限が行われており、特に平成6年渇水では大きな被害が生じた。また、首都圏の利根川・荒川等と比べてみても、木曽川水系は渇水に対して不安が大きい。このため、渇水に強い木曽川水系とすることが必要である。

渇水に強い木曽川水系とするため、徳山ダムにおいて渇水対策容量を確保し、異常渇水時に木曽川水系に補給することは有効な方策である。徳山ダムの治水、利水の緊急性・重要性、近年の降雨状況、これまでの経緯等からみて、渇水対策容量の確保にあたっては、ダムの規模を変えずに、名古屋市の新規利水を3 m^3/s 減量する分に相当する容量を充当するよう計画を変更することが妥当であると考えられる。併せて、雨水利用の促進、節水対策の強化等についても、より渇水に強い木曽川水系となるよう、関係者が連携しながら今後とも取り組んでいくことが望まれる。

徳山ダムの目的の一つである発電については、揚水発電が夜間の余裕ある電力を活用し昼間のピーク需要に対応する上で有効な方策であり、安定的かつクリーンな電力供給のために、現在の計画どおり進めるべきである。

3. 環境について

地域の方々の生命や生活、地域の発展は重要であるが、良好な自然環境の保全も重要な観点として捉えるべきである。環境面で、ダムは完成すれば、化石燃料を使用する海水淡水化等に比べて環境への影響を少なく水を利用することができるとともに、地下水の利用を抑制することにより地盤沈下を防止したり、不特定補給による流況の改善やクリーンなエネルギー供給ができるなど、環境に対して良好な側面がある一方、ダムの建設による大規模かつ長期間にわたる工事や広範囲な区域の水没など自然環境への影響は避け難い。

徳山ダムは、治水、利水の緊急性・重要性から早期に完成させるべきであるが、徳山ダム流域は、二次林が占める割合が高いものの、良好な自然環境が形成されており、事業の実施にあたっては、緻密な環境調査やそれに基づく環境保全対策を実施するなど、自然環境に最大限の配慮がなされるべきである。

環境部会からは、これまでの環境調査結果が現状の自然環境を十分に把握し、現状改変に対する影響の評価に足りうるものであるかどうか、また調査結果を踏まえて実施される保全対策が改変の影響を最小限にとどめ、動植物にとって良質な生息・生育環境を確保するものであるかどうかといった視点に立った討議に基づく助言を受けた。今後の環境調査、環境保全対策等の実施にあたっては、環境部会の提言を尊重するとともに、ダム事業者において設置している徳山ダム環境調査会及び徳山ダムワシタカ類研究会を中心とする専

門家の指導・助言を得て、環境の保全、特に貴重生物種等の保全には、最大限配慮して事業を進めることとされたい。なお、完成後についても、モニタリングを適切に実施するのはもちろんのこと、関係者が連携し、良好な環境が確保されるようなシステムを構築していくことが必要である。

環境部会の報告では、流域全体を視野においた自然環境の保全が重要な視点として指摘されている。特に、徳山ダム流域の山林の保全は留意すべき事項であり、ダム貯水池への土砂流入の抑制、多様な生物社会の保全等の観点から、山林を良好に管理していくことが必要である。また、ダム完成後に関連区域において予想される各種計画においても、当然ながら自然環境の保全が図られなければならない。これらはダム事業者のみで対応することは困難であり、関係者が一体となって、新たな時代のダム事業として先駆的に取り組むことを期待する。

4. 設計・施工について

徳山ダムの設計・施工に関し、技術部会から、基礎岩盤調査及び基礎処理、地震に対する安全性、ダムの堤体設計及び放流設備設計、貯水池周辺の地すべり対策、計画堆砂量の考え方について、技術面で特に問題となるようなことはない旨の報告を受けている。今後の設計・施工にあたっては、技術部会の提言を尊重し、安全に十分留意して進められたい。

5. 今後の事業の進め方について

徳山ダムは、治水、利水の緊急性・重要性からみて、早期に完成させるべきである。そのため、ダム事業者においては、今後、関係者の協力を得ながら用地の取得に全力を傾注すべきである。また、徳山ダムの建設を進めることとあわせて、河川の改修を促進するとともに、土砂流出の抑制を図る上からも砂防施設の整備を進めるなど、揖斐川の治水安全度をより高めていくことが必要である。

新規利水容量の一部を減量し湯水対策容量とすることに関しては、費用負担等を関係者間で調整し所要の手続きを進めるなど、諸課題の解決に努められたい。

徳山ダムでは、466戸の多数の方々に移転していただき、徳山村が廃村になったという事実を重く受け止め、住み慣れた故郷を離れた水没移転者の心情に十分配慮する必要がある。とりわけダム事業者においては、集団移転地の地盤沈下対策等について安心して暮らせるよう誠意を持って対応すべきである。

また、徳山ダムの水源地域は、人口が少ない過疎の村であり、高齢化も進んでいる状況にある。徳山ダムの建設を契機として水源地域の活性化を図るため、運命共同体という認識のもとに、ダム事業者及び関係者が密接な連携を取りながら支援していくことが望まれる。

なお、事業を進めるにあたっては、関係者の協力も

得ながら必要な環境保全対策、水源地域対策等を講じた上で、建設費の縮減等、より経済性を高めることを追求されたい。

おわりに

大規模な公共事業に関し、その事業の目的、内容等の事業評価を一層透明性、客観性を確保して行う方策について建設省において検討がなされ、その一環として、ダム等事業については、審議委員会を設置して地域住民の意見を的確に聴取しようとする事業評価方策が試行されることになり、この徳山ダムが対象事業の一つとされた。

徳山ダム建設事業審議委員会としては、この審議委員会の設置の趣旨を踏まえ、透明性、客観性をもって当地域における徳山ダムの役割、必要性等を評価すべく、公聴会を開催して地域の方々の意見を広く伺うとともに、技術部会及び環境部会を設置して専門家の見地からの助言も受けつつ、公開の場で議論を重ねた。

本意見は、このような経緯を経て十分に審議した上で取りまとめたものであり、建設省中部地方建設局並びに水資源開発公団中部支社は、この意見を尊重するとともに、今後とも地域の方々の声に耳を傾け、情報の公開に努められたい。

最後に、当審議委員会の意見や審議の過程が今後の河川行政の参考になれば幸いである。



現地視察風景



ダム審議委員会風景

(別表)

徳山ダム建設事業審議委員会の経過

会議名	開催月日	主な審議内容
第1回審議委員会	平成7年12月20日	審議委員会の議事運営について 徳山ダム建設事業の概要について (午後現地視察を実施)
第2回審議委員会	平成8年1月24日	事業全般について 治水について
第3回審議委員会	平成8年2月22日	利水について、発電について 専門部会の設置及び公聴会の開催について
第4回審議委員会	平成8年3月28日	環境について、ダムの設計について 専門部会及び公聴会について
第5回審議委員会	平成8年4月26日	ダムの設計についての質疑 移転状況等について 専門部会及び公聴会について
第6回審議委員会	平成8年6月7日	これまでの審議における質問事項(治水、利水、 発電、環境)について 公聴会について
第7回審議委員会	平成8年7月15日	これまでの審議における質問事項(事業全般)に ついて 公述意見に関する説明について (費用負担、治水、猛禽類)
第8回審議委員会	平成8年8月20日	公述意見に関する説明について (治水、環境、設計、移転状況、残存山林)
第9回審議委員会	平成8年10月8日	公述意見に関する説明について (利水)
第10回審議委員会	平成8年11月21日	木曾川水系の治水時における安全性の向上策につ いて
第11回審議委員会	平成8年12月26日	技術部会及び環境部会の報告 これまでの審議における質問事項について 全体討議
第12回審議委員会	平成9年1月13日	主な論点・意見に関する総括討議
第13回審議委員会	平成9年2月7日	「徳山ダム建設事業について(意見)」について

技術部会の経過

会議名	開催月日	主な審議内容
第1回技術部会	平成8年6月11日	部会の発足、事業概要、計画概要の聞き取り (6月15日に現地検討会)
第2回技術部会	平成8年7月22日	計画にかかる細部審議
第3回技術部会	平成8年11月12日	助言内容の審議
第4回技術部会	平成8年12月13日	助言内容の審議

環境部会の経過

会議名	開催月日	主な審議内容
第1回環境部会	平成8年6月14日	部会の発足、事業概要等の聞き取り (6月15日に現地検討会)
第2回環境部会	平成8年7月26日	環境にかかる細部審議
第3回環境部会	平成8年9月5日	環境にかかる細部審議
第4回環境部会	平成8年10月31日	環境にかかる細部審議
第5回環境部会	平成8年12月9日	助言内容の審議
第6回環境部会	平成8年12月16日	助言内容の審議

公聴会の開催

開催場所	開催月日	公述人
公聴会 (大垣会場)	平成8年6月22日	公述人17人(希望者全員)
公聴会 (名古屋会場)	平成8年6月29日	公述人10人(希望者全員)



徳山ダム建設事業の今後の進め方について

平成9年2月12日
建設省中部地方建設局
水資源開発公団中部支社

徳山ダム建設事業については、徳山ダム建設事業審議委員会の意見を尊重し、今後以下の方針で進めることとする。

1. 徳山ダムについては、治水並びに利水の緊急性・重要性、これまでの水源地域の方々の協力等を踏まえ、環境の保全に最大限配慮しつつ、関係者の協力を得ながら用地取得の一層の促進を図ることなどにより、早期完成に全力を尽くす。
2. 渇水に強い木曾川水系とするため、徳山ダムにおいて新たに渇水対策容量を確保することとする。渇水対策容量については、徳山ダムによる新規開発水量のうち名古屋市の水道用水を3m³/s減量する分に相当する容量を充当することとし、この利水計画の変更について速やかに所要の手続きを行うよう関係機関等と調整を図る。
3. 環境の保全については、環境部会の提言を尊重し、徳山ダム環境調査会及びワシタカ類研究会を中心とする専門家の指導・助言を得ながら、特に貴重生物種等の保全に最大限配慮して事業を進める。また、モニタリングを適切に実施するとともに、良好な環境が確保されるようなシステムの構築、山林の良好な管理、関連区域内の各種計画における自然環境の保全について、関係者と一体となって取り組む。
4. 設計・施工にあたっては、技術部会の提言を尊重し、安全に十分留意して進める。
5. 徳山ダムの建設にあたり、多数の方々が移転し、徳山村が廃村されたという事実に深く思いを致し、移転者が安心して暮らせるよう集団移転地の地盤沈下対策等について誠意を持って対応するとともに、関係者と密接な連携を取りながら水源地域の活性化が図られるよう努める。
また、事業を進めるにあたっては、関係者の協力を得て必要な環境保全対策、水源地域対策等を講じるとともに、建設費の縮減等、経済性をさらに追求する。
6. 今後とも、地域の方々の声に耳を傾け、情報の公開に努める。

なお、徳山ダム建設事業審議委員会の意見や審議の過程を、今後の河川行政に活かしたい。